



Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

Vol. 09 No. 534

2010年10月18日(月)

## 生物多様性条約第10回締約国会議

2010年10月18日 - 29日

生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会議(COP 10)は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第5回締約国会議(2010年10月11-15日)、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する地域間交渉グループ会合(ING)(2010年10月13-16日)およびABSに関するアドホック・オープンエンド作業部会の第9回再開会合(2010年10月16日)に続き、18日、日本の名古屋で開会した。

COPは2週間の会合期間中、戦略的、実質的、事務管理および予算問題を検討する予定である。この会議では、ABSに関する国際的な議定書の採択が期待されているほか、生物多様性喪失速度の大幅削減に関する2010年までの目標達成度を評価し、条約に関する新しい戦略計画および複数年度の作業計画を採択し、他の条約や組織およびイニシアティブとの協力問題を検討し、海洋および沿岸の生物多様性、生物多様性と気候変動、森林の生物多様性、バイオ燃料、第8条(j)項(伝統的な知識)など、実質的な問題も議論する予定である。

CBD COP 10と同時に一連の会議およびイベントも行われる予定であり、リオ条約の生態系および気候変動パビリオン、コミュニケーションや教育そして一般の知識向上に関する最善の実施方法や経験を紹介するフェア、その他300を超えるサイドイベント(2010年18-29日)、都市の生物多様性サミット(2010年10月24-26日)、議会関係者と生物多様性会議(2010年10月25-26日)、COP 10ハイレベルセグメント(2010年10月27-29日)が開催される予定である。

### CBDのこれまで

CBDは1992年5月22日に採択され、1993年12月29日に発効した。現在、193の締約国が加盟し、生物多様性の保全、その持続可能な利用、遺伝資源の利用による利益の公平かつ衡平な配分の推進を目的とする。COPは条約の統治組織である。

**COP 1:** 第1回締約国会議(1994年11月と12月、バハマ、ナソー)では、条約の実施に関する全体枠組みを設定し、クリアリングハウスメカニズム(Clearing House Mechanism (CHM))を設置し、科学的・技術的助言のための補助機関(SBSTA)を設立し、暫定的資金メカニズムとして地球環境ファシリティーを認定した。

**COP 2:** COPの第2回会合(1995年11月、インドネシア、ジャカルタ)は、海洋および沿岸の生物多様性に関する決定書(ジャカルタ・マンデート)を採択し、バイオセーフティに関する議定書を策定するアドホ



Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

ック・オープンエンド作業部会を設立し、特に生物多様性に悪影響を与える可能性がある遺伝子組換え生物 (LMOs) の越境移動に焦点を当てた。

**COP 3 :** COP第3回会合 (1996年11月、アルゼンチン、ブエノスアイレス) は、農業部門および森林の生物多様性に関する作業計画を採択したほか、GEFと覚書を交わし、第8条(j)項および関連条項に関する会合期間のワークショップ開催を要請した。

**COP 4 :** 第4回会合 (1998年5月、スロバキア、ブラチスラバ) では、第8条(j)項に関する作業部会およびABSに関する専門家パネルを設置し、世界分類学イニシアティブ(GTI)、海洋および沿岸部の生物多様性に関する作業計画、ならびに各種決定書を採択した、決定書には内陸部水系、農業および森林の生物多様性、他の条約との協力に関するものが含まれた。

**EXCOP :** 1996年から1999年にかけて6回開催されたバイオセーフティに関する作業部会会合の後、COPの第1回臨時会議(ExCOP) (1999年2月、コロンビア、カルタヘナ) に出席した参加者は、バイオセーフティ議定書に関する交渉の最終決着のための妥協案で合意せず、この会議は中断された。ExCOP再開会合 (2000年1月、カナダ、モントリオール) は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を採択し、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の政府間委員会を設置し、COP/MOP 1に向けた準備作業を行うこととなった。この議定書は、人間の健康に配慮し、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性があるLMOsの安全な移動、取り扱い、利用を定めたものであり、特に越境移動に焦点を当てる。

**COP 5:** 第5回会合 (2000年5月、ケニア、ナイロビ) で、COPは、農業部門生物多様性に関する作業計画を検討し、ABS作業部会を設置し、乾燥地帯、亜湿潤地帯に関する作業計画およびインセンティブを採択し、各種決定書を採択した、この決定書には、第8条(j)項、生態系アプローチ、持続可能な利用、生物多様性とツーリズム、侵略的外来種(IAS)、GTIに関するものが含まれた。

**COP 6 :** 第6回会合 (2002年4月、オランダ、ハーグ) で、COPは条約の戦略計画を採択した、この計画には2010年までに生物多様性の喪失速度を大幅に削減するとの目標が含まれた。このほかこの会議では、森林の生物多様性に関する作業計画拡大、ABSに関するボン・ガイドライン、IASの指針原則、植物保全の世界戦略 (Global Strategy for Plant Conservation) 、GTI作業計画、インセンティブおよび第8条(j)項に関する決定書も採択された。

**COP 7 :** COPの第7回会合 (2004年2月、マレーシア、クアラルンプール) は、山岳地帯の生物多様性、保護地域(PAs)、技術移転と技術協力に関する作業計画を採択し、ABS作業部会に対し、ABSの国際的体制に関する交渉開始を命じた。COPは、実施のレビューに関するオープンエンドのアドホック作業部会を設置し、次の決定書等を採択した： 条約実施レビューに関する決定書、戦略計画および2010年目標達成の進捗状況、



Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

文化、環境、社会的影響の評価に関するAkwé: Konガイドライン、持続可能な利用に関するアジスアベバ原則およびガイドライン、ならびに各種決定書、これには広報・教育・普及啓発(CEPA)、インセンティブ、内陸部水系、海洋および沿岸の生物多様性に関する決定書が含まれる。

**COP 8 :** COP第8回会合（2006年3月、ブラジル、Curitiba）は、島嶼部の生物多様性に関する作業計画を採択したほか、一連の問題に関する決定書を採択した、この中には、第8条(j)項問題、CEPA、他の条約との協力と民間部門の参加、外洋を含めたPAs、インセンティブ措置、生物多様性と気候変動、森林、海洋、沿岸部、農業の生物多様性に関する決定書が含まれる。COP 8は、遺伝子の利用制約技術の野外実験を禁止したCOP 5の決定を再確認し、ABS作業部会に対し、2010年に開催予定のCOP 10より前の可能な限り早い時期にABS国際体制に関する作業を終了させるよう指示した。

**COP 9 :** 第9回のCOP（2008年5月、ドイツ、ボン）は、2010年の交渉期限までの国際的ABS体制交渉に関するロードマップ、条約のための資源活用戦略（Resource Mobilization Strategy）、保護が必要な海洋区域の科学的基準やガイダンスを採択し、生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループ（AHTEG）を設置した。

### インターセッション・ハイライト

**ABS交渉 :** ABS作業部会は、専門家の協力および非公式協議、地域会合の支援を受け、国際的ABS体制の交渉で4回会合を開催した。（2009年4月、フランス、パリ；2009年11月、カナダ、モントリオール；2010年3月、コロンビア、カリ；2010年7月、モントリオール）最初の2回の会合では、草案のとりまとめが行われた。カリ会議では、作業部会共同議長が議定書の草案を配布したが、手続き上の意見対立で会議は中断された。モントリオールでの再開会合では、カリで定められたINGフォーマットが用いられ、協力的な精神の下、議定書草案の審議が行われ、意見対立の少ない条項については合意に達し、合意が困難な問題のうち特定の問題では進展がみられた、この中には他の制度との関係や国内ABS要求の遵守に関する問題が含まれた。また更なる妥協が必要な重要問題として、遺伝資源の範囲、病原性、誘導體、利用概念、そして遵守を助けるメカニズムなどが挙げられた。括弧書き部分がまだ数件残されたことから、作業部会は、2010年9月、モントリオールでINGの追加会合を開催した。この会合では、誘導體や利用概念に関する共有の理解に向け、一定の進展があったが、重要問題は保留のまま残された。

**第8条(j)項WG 6:** 第8条(j)項に関する作業部会の第6回会合（2009年11月、カナダ、モントリオール）は、一連の提案を採択した、この中には、先住民および地域社会の文化および知的伝統の尊重に関する倫理規定先行草案が含まれ、国際的ABS体制に関する詳細意見がABS作業部会に送られた。



Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

**GEF 5** : 地球環境ファシリティー(GEF)の第5回募金プロセスは、2009年および2010年に開催された6回の会合で進展がみられた、この会合では、GEFの第4回全体実績研究、GEF 5プログラム手法、政策提言、資金アレンジ、負担配分が議論された。交渉は2010年5月12日に決着し、GEFの新たな資金総額は、52.5%増額した。生物多様性の場合、資金額はGEF 4での9億4100万ドルからGEF 5では12億1千万ドルに増額された、生物多様性向け資金の増額割合は約29%である。

**SBSTA 14** : SBSTAの第14回会合（2010年5月、ケニア、ナイロビ）では、世界生物多様性総合評価 第3版が発表され、COP 10に向けた18の提言が採択された、これには次の項目に関するものが含まれる：山岳部、内陸水系、海洋および沿岸部生物多様性、PAs、生物多様性と気候変動、10条（持続可能な利用）に関する作業計画の実施の詳細レビュー、農業部門生物多様性とバイオ燃料、乾燥地帯および準乾燥地帯、森林の生物多様性、IAS、ポスト2010年の成果本位の目標とゴール；インセンティブ措置、GTA；植物保全の世界戦略。

**WGRI 3** : 条約の実施のレビューに関するCBD作業部会(WGRI)の第3回会合（2010年5月、ナイロビ）は、COP 10に対する12の提言を採択した、これには次のものが含まれる：ポスト2010年の期間における最新の改定された戦略計画、この計画ではABSの交渉および資金問題の解決を条件とする括弧書きが残された；2011年から2020年を国連の生物多様性に関する10年とする提案；ビジネス部門の参加；生物多様性技術イニシアティブの提案；2011年から2020年の複数年度条約作業計画；生物多様性の貧困撲滅および開発問題への統合；生物多様性、生態系サービス、人間の幸福と健康に関する科学と政策のインターフェース。

**IPBES** : 2回の会合（2008年11月、マレーシア、2009年10月、ケニア、ナイロビ）に続き開催された、第3回の生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の政府間および多利害関係者によるアドホック会議（2010年6月、韓国、プサン）は、そのようなプラットフォームを設立すべきと決議し、その主要な要素に関して合意し、生物多様性および生態系サービスに関する既存のイニシアティブと協力する一方、科学的には独立性を持つことを提案した。この会議では、国連総会に対し、この会議の結論を検討し、プラットフォーム設立に向けた適当な行動をとるよう求めることも提案した。

**文化的、生物的多様性に関する会議** : UNESCOとの協力で組織された文化的、生物的多様性に関する国際会議（International Conference on Cultural and Biological Diversity for Development）は、生物—文化多様性宣言を採択し、生物多様性と文化の多様性との結び付きに関するCBD事務局とUNESCOとの合同プログラム案を採択した。

**生物多様性に関するUNGAハイレベル会議** : 国際生物多様性年のための国連総会ハイレベル会議（2010年9月22日）は、CBDの3つの目標達成および国際的に合意された生物多様性のゴールと目標達成に向けた進路に関する一般的な議論と題目パネルの会議を開催した。参加者は特に次の点に焦点を当てた：ABSに関する交



渉において政治的な動きや柔軟性が必要なこと；野心的なポスト2010年戦略計画採択の機会；IPBES創設の重要性。

## ABS交渉の報告

INGは、2010年10月13日から16日に会合を開催し、ABSに関する議定書草案の交渉を続けた。ABSに関する作業部会第9回会合の第2部再開会合は、10月16日の午後に開催され、INGの成果を承認しCOPに送った。

### 地域間交渉グループ

INGは、2010年9月18-21日、カナダのモントリオールで開催された会合の報告書に記載される議定書草案の条項のうちいくつかの条項の文言について共通認識を得た。(UNEP/CBD/WG-ABS/9/ING/1) 誘導体、利用概念、遵守、病原性など意見対立があった重要問題については、少人数のグループで突っ込んだ議論が行われ、COPでの今後の交渉に備えた。

このセクションでは、ING交渉で取り上げられたクロスカッティングイシューと議定書の条項の議論およびその結果の概要を説明する。

**序文:**序文について議論したが、あまり進展はなかった。序文のうち数件の節が括弧書きのまま残された。

**誘導体:**これまでの作業部会での議論およびINGでの協議に則り、さらには少人数グループでの議論を受け、遺伝資源利用の概念ならびに議定書草案第4条に規定する誘導体の利益配分に関して共通認識が出てきたことが指摘された。意見対立が残った分野は、5条の下での誘導体へのアクセスの条件、特に、生化学的分子など、遺伝の基本ユニットを含まない誘導体へのアクセスに事前のインフォームドコンセント(PIC)が求められるかどうかで意見対立が残った。COP期間中も議論が続けられる見込みである。

**病原体:**この問題は少人数のグループで議論された後、非公式協議にかけられた。10月16日土曜日、進行役のPaulino Franco de Carvalho Neto (ブラジル)は、緊急事態に関する6条に入れる文案をベースとする議論が続いているとINGに報告した。この文案の記述では、締約国は、生物多様性に深刻な損害をもたらすあるいは脅威となるような公共の健康および食糧安全保障に関する危機的事態、あるいは極めて緊急性の高い状況がおきた場合のアクセスに関する簡素化措置の必要性を考慮に入れることとする、この点で、世界動物健康機関 (World Animal Health Organization)、国際植物保護条約、世界保健機関など、関連する機関または条約の下で規定される規則、手運、実施方法に留意する。COP期間中も議論が続くものとみられる。

**遺伝資源に関わる伝統的知識へのアクセス (5条BIS) :**参加者は、非公式協議後、次のような明確な文案を承認した：各締約国は、それぞれの国内法に則り、ILCsが保持する遺伝資源に係る伝統知識 (TK) はPICまたはこれら先住民および地域社会 (ILCs) の承認と参加を得てアクセスすべく、適切な措置をとり、



MAT（相互に合意する条件）を設置する。ILCの代表は、このような文言で合意されたことは大きな前進であるとする一方、括弧書きされていた国連の先住民の権利に関する宣言への言及が削除されたことについては、ILCは反対であると記録するよう求めた。さらにILC代表は、国内法への言及に関する懸念も指摘したが、ILCsはこれを受け入れると述べた。

土曜日の午後開催された作業部会再開会合で、ILC代表は北米の7つの先住民組織に代わって発言し、これら組織との協議が行われていないと指摘し、これら組織は提案された文章に賛成していないと述べた。

他の括弧書きの条項は、後日の検討に回され、特に次の項目が残された：締約国は、パラグラフ1に則り、自国の管轄権内の伝統的知識へのアクセスを確保し、利用できるようにし；非遵守の状況に対応する措置をとり、違反が申告された場合に協力する。

**伝統的知識（9条）**：締約国が ILCsの慣習法や地域社会のプロトコル、手順そして／または慣習法など地域社会レベルの手順を、コンセンサスが得られない場合でも、考慮に入れるべきかどうか、議論された。このほか、関連する伝統的知識という表現にするか、遺伝資源に関連する伝統的知識にするかという、クロスカッティングイシューも議論され、議定書全体では遺伝資源に関連する伝統的知識とすることで合意した。

公的に利用可能な伝統的知識の利益配分についても長時間の議論が行われた。一部の締約国は、パラグラフの削除を求めたが、他のものは利益の配分を「要求する（requiring）」という表現を支持したが、利益配分を「奨励する（encouraging）」という表現を求めるものもいた。共同議長のFernando Casas（コロンビア）は、締約国が遺伝資源に関係する公的に利用可能な伝統的知識の利用者に対し、そのような知識を所有するものと利益配分のアレンジを行うため合理的な措置をとることを奨励するという文案を提示した。ある締約国は、そのような伝統的知識は利用者がILC以外のものから合法的に入手したものと規定するよう提案した。COP/MOPの第1回レビューにおいては、国際的な発展の観点、特に世界的財産権機関の知的財産権と遺伝資源、伝統知識および民間伝承に関する政府間委員会での作業の観点から、この義務の実施を評価すべきだという文章を入れる提案は、強い反対意見を受け、文書に反映されなかった。

**ABS情報センター（11条）**：参加者は、機密情報の保護に言及することで合意し、関連する括弧を除いた。全ての二国間、地域内、または多国間の合意やアレンジに関する情報、ならびにMATの詳細をABS情報センターに提供するとの要求事項を削除した。参加者は、地域社会の法律、慣習法、または地域社会レベルの手順に関する情報の提出に言及した括弧書きを削除することで合意し、ILCsの関連する適格な権限に関する情報に言及することで合意した。残された唯一の保留事項は、PICの決定に関する情報の部分である。



この11条は、条約の情報センターメカニズムの一環としてABSの情報センターを設立するものである。またこの条項は、各締約国が提供すべき情報も記載し、利用可能であり適切な場合に提供される追加情報の例も記載する。

**モニタリング (13条)** : 参加者は、INGおよび少人数のグループの会議で、13条の遵守関連の条項について議論した。議論の焦点は、チェックポイントなど遵守を支援する措置の法的特性、当該措置の目的、遵守に関する国際的な認定であった。

**チェックポイント** : 参加者は、途上国が支持するとおりチェックポイントの設置を義務化すべきか、それとも先進国が総じて提案するとおり締約国の裁量に任せるかどうか、チェックポイントのリストを含めるかどうか、そのようなリストを義務とすべきかそれとも暗示すべきか、議論した。またチェックポイントの設置を一般的義務とし、合わせてリストを暗示して、締約国に柔軟性を与えるという、妥協案の可能性も議論した。

当該措置の目的に関し、参加者は、遵守への支援と当該措置を結び付けるべきかどうか、さらには透明性の向上と結び付けるべきかどうか、議論した。一部の先進国は、締約国の義務を明確にするため、透明性に関する表現が必要だと強調したが、途上国は、透明性への言及は当該条項の遵守への注目を薄めるものだと主張し、別な条項で透明性を扱うよう提案した。少人数グループの会合が開催され、チェックポイントの問題とチェックポイントのリスト案について突っ込んだ議論がなされ、その機能性や効果が検討された。議論は続く見込みである。

**認定** : 概念に関する議論の後、少人数グループ会合の参加者は、遵守に関する国際的な認証の必要性を認める一方で、認証に含まれるべき最小限の情報について議論するだけの時間がないと発言した。少人数グループ共同議長のAlejandro Lago (スペイン) とSem Shikongo (ナミビア) の提案した文案に基づき、13条ならびに5条 (遺伝資源へのアクセス) における認証に関する表現の一部については合意に達した。共同議長のShikongoは、建設的な雰囲気と前向きな議論であったと報告した。議論は続けられる見込みである。

**モデル契約条項 (15条)** : 参加者は、国際機関および地域組織との協力で条項を策定するとの文案を取り下げた後、括弧書きのない条項を承認した。この条項の規定では、締約国は、適切な場合は、MATのためのセクトラルな、そしてクロスセクトラルなモデル契約条項の作成、更新、利用を進めるべきである。COP/MOPは、これら条項の利用について、定期的に評価する義務がある。

**行動規則 (16条)** : 参加者は、括弧書きの部分を削除することで合意し、その後、条項の明確なバージョンを承認した。この条項は次のことを要求する : 締約国は、適切な場合、ABSに関係する自主的な行動規則、



Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

ガイドライン、最善の実施方法（best practices）そしてまたは基準の作成、更新、利用を推奨する；COP/MOPは、この利用を定期的に評価し、特定のものの採用を検討する。

**啓発（17条）**：参加者は、遺伝資源とともに言及された誘導体のクロスカッティングイシューに関して、括弧書きを残したが、当該条項の他の部分を承認した。この条項の規定によると、締約国は、遺伝資源および遺伝資源に関係する伝統的知識、さらには関係するABS問題について、その重要性の認識を向上させるべく、措置をとることが義務付けられた、この措置には、特に、ILCsおよび関連する利害関係者に対するヘルプデスクの設置と会議の開催；ILCsならびに関係する利害関係者と協議し自主的な行動規則、ガイドライン、最善の実施方法そして／または基準の推進；適切な場合、国内、地域内、国際的な経験情報の交換を推進；議定書の今後の実施におけるILCsおよび関連する利害関係者の参加が含まれる。

**キャパシティ（18条）**：参加者は、キャパシティビルディングにおける民間部門など利害関係者の役割に言及する括弧書きについて議論し、先進国はキャパシティビルディングでの民間部門の役割を強調し、途上国はキャパシティビルディングに関する先進国の義務の表現が薄められることに反対した。非公式協議後、参加者は、次の表現とすることで合意した：締約国は、関連する利害関係者、特にILCs、NGOs、民間部門の参加を推進すべきである。

その後、参加者は、議定書の義務を実施するまたは遵守するキャパシティに言及した括弧書きについて議論し、括弧を外して両方の表現を保持することで合意した。また参加者は、キャパシティビルディングイニシアティブに関する情報を情報センターに提供すべきことでも合意した。その後、遺伝資源の原産国または提供国への言及に関するクロスカッティングイシュー関連の項目を保留した上で、この条項を承認した。

この条項によると、締約国は、途上国締約国における議定書の効果的な実施のため、キャパシティビルディング、人的資源および制度能力の能力開発と強化に協力することが要求され、これには、既存の世界的、地域内、小地域内、国内の制度および組織によるものも含める。これを実行するには、関連する利害関係者、特にILCs、NGOs、民間部門の参加を推進すべきである。本議定書の実施に関係する適切な措置の基礎として、締約国は、自国の能力の自己評価を行い、国内のキャパシティ面のニーズや優先策を明らかにし、ILCsおよびその規定する関連の利害関係者のキャパシティ面のニーズや優先策に支援を提供し、女性のニーズや優先策を強調すべきである。

本条項は、キャパシティビルディングおよび能力開発で取り上げるべき分野を指摘しており、これには、議定書の義務を実施し、遵守する能力や、自国の遺伝資源の付加価値を高める内生の研究能力を向上する国の能力が含まれる。この条項には措置の暗示リストも含まれる。





**技術移転と技術協力（18条BIS）**：参加者は、先進締約国が国内の企業および組織にインセンティブを提供する措置をとるとの括弧書きを削除することで合意した。遺伝資源の原産国または提供国の国内の協力活動、またはこれらの国との協力活動を行うこととする（shall）との表現とするかそれとも行うべき（should）とするかに関する括弧書きは残された。この条項は、締約国に対し、技術的、科学的研究開発プログラムで協力し、協調することを求めており、これには、議定書の目的達成の手段としてのバイオテク研究活動も含める。

**非締約国（18条TER）**：締約国は、議論の末、非締約国に対し、議定書の遵守およびABS情報センターへの適切な情報の提供を奨励するとの明確な文章で合意した。

**資金メカニズムと資源（19条）**：参加者は、資金源の適格性を、適切で、予見可能、タイムリーで、新規かつ追加的なものとする表現のみを保留した上で、この条項で合意した。この条項によると、条約の資金メカニズムは、議定書の資金メカニズムとすることとする。キャパシティビルディングに関し、COP/MOPは、資金メカニズムに関するガイダンスを提供するにあたり、途上国、特に最後進国および小島嶼途上国の資金のニーズ、また経済移行国ならびに地域社会内の女性を含めたILCsの固有のニーズや優先策を考慮に入れる責任を有する、ただし、新規および追加的な資金源の適切、予見可能、タイムリーな流れへの言及を括弧書きとする。

**COP/MOP（20条）**：参加者は、保留されてきた唯一の問題である、議定書のCOP/MOP会合をCOP会合と合わせて開催することで合意し、問題を解決した。この条項は、COP/MOPの制度アレンジを提供する。

**補助機関（21条）**：参加者は、括弧書きされた2つの項目を削除することで合意した、一つは議定書の実施の評価およびレビューに関しCOP/MOPを支援する実施のための補助機関の設置、もうひとつは、この補助機関は実施に関し締約国が連絡する情報を検討し、適切な場合には、COP/MOPの決定書の作成および実施において、COP/MOPを補助するとの規定である。

この条項は、括弧書きがないものとなった。その規定によると：条約の下での補助機関は全て議定書に対しても、業務を行うものとし、その場合はCOP/MOPが当該補助機関の機能を特定する；CBD締約国で議定書の締約国でない締約国はオブザーバーとして参加することができる；議定書に関する決定は議定書の締約国のみがこれを行えるものとする；条約の補助機関の議長団メンバーで議定書の締約国でない国のものは、当該補助機関が議定書に関係する問題を取り扱う場合、議定書の締約国から選出されたメンバーに交代するものとする。



Earth Negotiations Bulletin  
CBD COP10 in Nagoya  
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

作業部会共同議長のTimothy Hodges（カナダ）は、10月16日土曜日の午後、当会合を開会し、ABSに関する議定書草案の改定版（UNEP/CBD/WG-ABS/9/ING/2）に留意した。同共同議長は、この文書草案には括弧書きが残されているが、最近、極めて熱心な議論がなされていると指摘した。同共同議長は、作業部会に対し、INGでの作業に留意し、COPに草案を送るよう求めた。また同共同議長は、COP議長団が引き続き作業部会の議長団を務めると指摘し、Somaly Chan（カンボジア）が報告官を務めると述べた。

同共同議長は、議定書草案に留意するよう求め、この最終決定は目の前だとの評価を分かち合い、保留された問題の解決と残された括弧書きの排除のため、あらゆる努力をするようCOPに推奨することを提案した。作業部会は、その後、INGが改定した議定書草案を作業部会報告書に付して、これをCOPに送ることを承認した。カナダは、「全てについて合意されない限り何も合意しない」ことを記録にとどめた。

共同議長のHodgesは、最初、カリ会議の前に共同議長が配布したCOP決定書草案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/4)の議論に移った。同共同議長は、この草案についてまだ交渉されていない文書との理解の下でCOPに送るよう求め、了承された。

作業部会は、次に会合報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.1/Add.2)を採択した、ただし、報告官および事務局が完成させるとの理解の下での採択であった。

CBD事務局長のAhmed Djoghlaflは、共同議長のリーダーシップを称賛し、作業部会の達成事項も称賛し、13の括弧書きのない条項を含めた議定書草案は歴史的な成果であると指摘した。Jochen FlasbarthはCOP議長の立場で発言し、法的拘束力のあるABS制度に関するドイツ政府の約束に留意した。同氏は、ニューヨークで開催された生物多様性に関するハイレベルイベントにおいて、全ての閣僚がそのような制度への支持を表明したと指摘し、参加者に対し柔軟性を示すよう求めた。Hodgesは、作業の最終決定方法に関し、共同議長が議長団の協力を得てCOPに提案すると述べ、午後5時12分会合終了の槌を打った。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global



*Earth Negotiations Bulletin*  
*CBD COP10 in Nagoya*  
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel : +81-3-3663-2500  
Fax : +81-3-3663-2301

Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.